

届出等に関する事項について

当院は厚生労働大臣が指定する保険医療機関であり、下記事項について厚生大臣の定める基準に適合しているとして関東信越厚生局に届出をし、受理（承認）を得ています。

I、療養病棟入院基本料 I

当院では、2F病棟と3F病棟において、医療区分2以上該当する入院患者は8割以上で、入院患者20人に対し看護師ないし准看護師（以下看護職員と呼ぶ）1人、入院患者20人に対し看護助手1人の割合で人員配置がされています。

2F病棟と3F病棟併せて98床満床の場合、月平均1日に15人以上の看護職員と15人以上の看護助手が勤務しています。

両病棟併せて、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時00分～夕方17時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
看護助手1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
- ・夕方17時00分～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち患者数は50人以内です。
看護助手1人当たりの受け持ち患者数は50人以内です。

II、入院時食事療養（I）

当院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

III、薬剤管理指導

当院では、医薬品情報の収集・伝達の専用施設に、常勤の薬剤師が1人配置されている。医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報管理及び医師等に対する情報提供並びに入院患者ごとの薬剤管理指導記録の作成、投薬に必要な薬学的管理を行っています。

IV、その他の基準

当院では、上記以外に診療録管理体制加算Ⅲ、データ提出加算、CT撮影及びMRI撮影、療養病棟療養環境改善加算Ⅱの届出をし、受理（承認）を得ています。

V、入院診療計画、医療安全管理体制及び院内感染防止対策等について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

VI、その他の掲示事項

① 明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

② 一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

③ 医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。